

学校のきまり(中学校)

1 学校生活

- (1) 安全面を考慮して、7:40~8:10をめぐりに登校すること。
- (2) 8時15分までには着席しておくこと。
- (3) バス通学の生徒は、基本的にバスで登下校すること。
- (4) 特別な事情がある際には、保護者の送迎を認める。
- (5) 登下校時は、制服を着用する。
- (6) 欠席は8時15分までに、保護者が必ず学校へマチコミメールにて連絡をする。授業を休む場合には、授業開始前に教科担任に連絡をする(自分で伝えられない場合には、他の生徒に伝えてもらう)。
- (7) 登校後は校外に出ることは、原則として認めない。
- (8) 給食時は、係の生徒は給食着・マスクを着用する。また、その他の生徒は、手洗いなどを済ませて配膳の準備をする。
- (9) 体調や気候に合わせて、制服の上からジャージを着用することを認める。
- (10) 腕時計は、自己責任で持参可とする。

2 服装

<学生服>

- (1) 夏服は、標準学生服の黒のズボンに、白の半袖シャツとする。
- (2) 冬服は、上下とも黒の標準学生服とし、上着の下は白の長袖シャツとする。
- (3) ベルトは必ずしめること。
- (4) シャツは外に出さず、常にベルトが見えるようにしておくこと。

<セーラー服>

- (1) 夏服は、半袖のセーラー服と夏用のスカートとする。
- (2) 冬服は、長袖のセーラー服と冬用のスカートとする。
- (3) スカート丈は、膝が完全に隠れる長さとする。
- (4) シャツは外に出さないこと。

※ 新任式・始業式・終業式・修了式・修学旅行・卒業式・離任式などの行事の際は、冬服・夏服など服装を統一する。服装内容に関しては、生徒指導部会で検討する。

<防寒着(具)>

- (1) 手袋・マフラー・ネックウォーマーについては、体調や気候に合わせて各家庭の判断で着用を認める。
- (2) 手袋・マフラー・ネックウォーマーの色は、華美でないものとする。
- (3) トレーナーやセーターの色は、単色を基本として、華美でないものとする。冬服の中に着用することができる。(ワンポイント程度のものは可)
- (4) 黒のタイツを履いてもよいが、運動を行う場合には必ず脱ぎ、靴下を着用すること(昼休みや清掃中に、ジャージ等の下に着用することは認める)。
- (5) 登下校時は、学校ジャージ着用も認める(寒さが厳しい時や体調が悪いときのみ)。
- (6) 冬服の上着を脱ぎ、トレーナーやセーター姿で過ごすことは認めない。
 - ※ 校舎内での防寒具の着用は認めない。(登下校時は靴箱で着脱をすること)
 - ※ カイロは持ってきてもよいが、自宅で処分する。学校のゴミ箱に入れない。
 - ※ ひざ掛けは持ってきてもよいが場に応じて使用する。

3 はきもの

- (1) 通学時に履く靴は白を基調とする運動靴とし、体育などでも同様のものを使用する。ただし、ハイカット(くるぶしが隠れる高さのもの)は禁止とする。
- (2) 校内では、上履きと下履きの区別をつけること。
- (3) 靴下は白を基本として、ワンポイントは可、くるぶしが見えるものも可とする。
- (4) 靴には、名前を必ず記入すること。

4 頭髪

- (1) 学習や運動に適した、中学生らしい髪型や長さにする。
- (2) 前髪は目にかからない程度にする。
- (3) 以下の事項については、禁止とする。
 - ア パーマ(ストレートパーマを含む)や脱色、染色等の行為
 - イ 一部だけが特別に長い(短い)髪型(モヒカン、ソフトモヒカン、ツープロック、もみ上げを極端に短くするなど)
 - ウ 一部だけを極端に剃りこんだ髪型(剃りこみを含む)
 - エ 整髪料は使用しない。
 - オ 眉毛を剃る、抜くなどの行為
- (4) 特別な事情がある場合は、職員に相談すること。

5 その他

- (1) カバンは学校指定のカバン(リュック式)とする。年度途中の転校等があれば今までのものを使用する。
- (2) 補助カバンは、単色を基本として、華美でないものとする。
- (3) 補助カバンのみの登校は、基本的に認めない。ただし、学校カバンが必要ない学校行事の時など、学校が許可した場合には例外とする。
- (4) 不要物を持ってきた場合には、学校で預かる。預かる期間等については、その都度検討する。
- (5) リップクリームやハンドクリーム、日焼け止め、制汗シートについては、無香料のもののみ使用を許可する。なお、自己責任のもと管理し、貸し借りは行わない。色つきや香料、ファンデーション等が含まれるものの使用は認めない。
- (6) 水分を補給するために使用する水筒は、体調や気候に合わせて各家庭で判断し、持参して良い。なお、水筒の中身は水・お茶のみとする。
- (7) 以下の行為については、禁止事項とする。
 - ア 化粧品(香水や口紅等)や装飾品(ネックレスやイヤリング等)の使用・着用してはいけない。
 - イ 各教科担任に許可された以外の学習用品を学校に置いたまま下校してはいけない。
 - ウ 不必要な金銭を学校へ持ってきてはいけない。
 - エ 学習用具の貸し借りを行ってはいけない。
 - オ 不要物(お菓子、携帯、ゲーム、カードゲーム、トランプなどの学習に必要なもの)を持ってきてはいけない。
 - カ 授業以外で、職員の許可なく特別教室に入ってはいけない。
 - キ 学校の用具や施設を、壊したり落書きしたりしてはいけない(やむなくそうなった場合には、速やかに職員へ届け出ること)。